

○ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 新旧対照表

新	旧		
<p>(台帳の調製等) 第五十八条 条例第百十八条の二第一項に規定する台帳は、<u>次の表の上欄に掲げる土地に応じ、当該下欄に掲げる帳簿等をもって調製するものとする。</u></p>	<p>(台帳の調製等) 第五十八条 条例第百十八条の二第一項に規定する台帳は、<u>次に掲げる土地について帳簿及び書類等をもって調製するものとする。</u></p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 451 831 555">一 条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地</td> <td data-bbox="831 451 1077 555">帳簿及び第三項の書類等</td> </tr> </table>	一 条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地	帳簿及び第三項の書類等	<p>一 条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地</p>
一 条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地	帳簿及び第三項の書類等		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 563 831 810">二 条例第百十五条から第百十六条の二まで及び第百十七条の規定に基づく汚染状況調査により、<u>土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地</u></td> <td data-bbox="831 563 1077 810">帳簿及び第三項の書類等</td> </tr> </table>	二 条例第百十五条から第百十六条の二まで及び第百十七条の規定に基づく汚染状況調査により、 <u>土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地</u>	帳簿及び第三項の書類等	<p>二 条例第百十五条から第百十七条までの規定に基づく汚染状況調査により、<u>土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地</u></p>
二 条例第百十五条から第百十六条の二まで及び第百十七条の規定に基づく汚染状況調査により、 <u>土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地</u>	帳簿及び第三項の書類等		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 818 831 962">三 条例第百十五条から第百十六条の二まで及び第百十七条の規定に基づく汚染状況調査を実施した土地（二の項に規定するものを除く。）</td> <td data-bbox="831 818 1077 962">帳簿及び第四項の知事が必要と認められた書類等</td> </tr> </table>	三 条例第百十五条から第百十六条の二まで及び第百十七条の規定に基づく汚染状況調査を実施した土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第四項の知事が必要と認められた書類等	<p>(新設)</p>
三 条例第百十五条から第百十六条の二まで及び第百十七条の規定に基づく汚染状況調査を実施した土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第四項の知事が必要と認められた書類等		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 970 831 1074">四 土地利用の履歴等調査（条例第百七条第一項の規定に基づく調査をいう。以下同じ。）を実施した土地</td> <td data-bbox="831 970 1077 1074">帳簿</td> </tr> </table>	四 土地利用の履歴等調査（条例第百七条第一項の規定に基づく調査をいう。以下同じ。）を実施した土地	帳簿	<p>(新設)</p>
四 土地利用の履歴等調査（条例第百七条第一項の規定に基づく調査をいう。以下同じ。）を実施した土地	帳簿		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 1082 831 1225">五 自然由来等基準不適合土壌（条例第百二十二条第一項第二号に規定する土壌をいう。以下同じ。）の搬出元及び搬出先の土地（二の項に規定するものを除く。）</td> <td data-bbox="831 1082 1077 1225">帳簿及び第四項の知事が必要と認められた書類等</td> </tr> </table>	五 自然由来等基準不適合土壌（条例第百二十二条第一項第二号に規定する土壌をいう。以下同じ。）の搬出元及び搬出先の土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第四項の知事が必要と認められた書類等	<p>(新設)</p>
五 自然由来等基準不適合土壌（条例第百二十二条第一項第二号に規定する土壌をいう。以下同じ。）の搬出元及び搬出先の土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第四項の知事が必要と認められた書類等		
<p>2 前項の帳簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>2 前項の帳簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>		

- 一 前項の表一の項に規定する土地にあつては指示、同表二の項及び三の項に規定する土地にあつては汚染状況調査の実施の根拠となった条例の条項
- 二 前項の表二の項及び三の項に規定する土地にあつては汚染状況調査の結果の報告年月日、同表四の項に規定する土地にあつては土地利用の履歴等調査の結果の届出年月日、同表五の項に規定する土地にあつては搬出に係る届出年月日
- 三 土地の所在地
- 四 調製年月日又は訂正年月日
- 五 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項、第九項若しくは第十一項又は第百十六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては当該工場又は指定作業場の名称(当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨)、条例第百十七条第二項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては土地の改変に係る事業の名称
- 六 汚染状況調査を実施した場合にあつては当該調査を実施した土地の面積及び土壤汚染が確認されている土地の面積、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては当該調査を実施した土地の面積
- 七 汚染状況調査を実施した場合は、当該調査の方法に関する特記事項
- 八 汚染状況調査を実施した場合にあつては特定有害物質による土壤等の汚染状況、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては特定有害物質による土壤汚染のおそれの有無、自然由来等基準不適合土壤の搬出を行う場合にあつては当該土壤の特定有害物質による汚染状況
- 九 前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査の受託者
- 十 当該土地の状況が第五十四条第三項第一号に該当する場合は、その旨
- 十一 当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置がある場合は、その内容

- 一 前項第一号の土地にあつては指示、前項第二号の土地にあつては汚染状況調査の実施の根拠となった条例の条項
- 二 前項第二号の土地にあつては、汚染状況調査の結果の報告年月日
- 三 土地の所在地
- 四 調製年月日又は訂正年月日
- 五 第百十五条第一項、第百十六条第一項、第九項若しくは第十一項又は第百十六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては当該工場又は指定作業場の名称(当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨)、第百十七条第二項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては土地の改変に係る事業の名称
- 六 汚染状況調査を実施した土地の面積及び土壤汚染が確認されている土地の面積
- 七 汚染状況調査の方法に関する特記事項
- 八 特定有害物質による土壤等の汚染状況
- 九 汚染状況調査の受託者
- 十 当該土地の状況が第五十四条第三項第一号に該当する場合は、その旨
- 十一 当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置がある場合は、その内容

十二 当該土地に条例第二百二十二条第一項第二号の土壤がある場合は、その旨

十三 当該土地が第五十五条第三項に該当する場合は、その旨

十四 当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨

十五 前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあっては、当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壤の処理等の方法（当該土地の土壤が自然由来等基準不適合土壤である場合を除く。）

十六 自然由来等基準不適合土壤の搬出を行う場合は、当該土壤の搬出状況及び搬出先での処理又は管理の方法

十七 前項の表四の項に規定する土地にあっては、汚染状況調査の実施状況

3 第一項の表一の項及び二の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等を添付するものとする。

一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等

二 当該土地に係る健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明らかにした図面

三 当該土地に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした図面

四 対象地周辺の地図

4 第一項の表三の項及び五の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等のうち知事が必要と認めたものを添付するものとする。

一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等

二 自然由来等基準不適合土壤の搬出に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした書類等

三 対象地周辺の地図

5 台帳の帳簿等の内容に変更があったときは、知事は速やかにこれを訂正しなければならない。

十二 当該土地に条例第二百二十二条第一項第二号の土壤がある場合は、その旨

十三 当該土地が第五十五条第三項に該当する場合は、その旨

十四 当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨

十五 当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壤の処理等の方法

(新設)

(新設)

3 第一項の規定による土地の台帳は次に掲げる書類等を添付するものとする。

一 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等

二 当該土地に係る健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明らかにした図面

三 当該土地に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした図面

四 対象地周辺の地図

(新設)

4 台帳の帳簿記載事項及び書類等に変更があったときは、知事は速やかにこれを訂正しなければならない。